特許権維持要否にかかる調査票

先生の発明に係る下記特許権を維持するためには、特許庁に特許料を支払う必要があります。本学では特許権の設定登録後、第３年目、第６年目に特許権の維持の必要性について調査し、その要否を判断しております。具体的には、本特許権に関わる１．有効な技術移転契約（ライセンス契約等）の有無、２．共同研究の実績の有無、３．現存する起業の有無に基づき審査いたします。

つきましては、特許権維持の要否をご記入いただき、特許権の維持が要となる場合は、下記質問事項へのご回答をお願いいたします。

なお、特許権の維持の要否は、発明審査委員会が定める特許権維持要否審査要領に基づき決定いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 本調査票回答期限（社会連携課←発明者） | 令和　　年　　月　　日（　） |
| 納付期限（特許庁←特許事務所←本学） | 令和　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 維持の要否 | 要　　  否 | | |
| 学内管理番号 |  | | |
| 発明名称 |  | | |
| 特許番号 |  | 登録日 | 年　　月　　日 |
| 代表発明者 |  | 所属 |  |
| 1. 有効な技術移転契約（ライセンス契約等）の有無についてご記入ください。   相手先名： | | | |
| ２．過去３年以内の特許に関わる共同研究の実績の有無についてご記入ください。  　　相手先名：　　　　　期間：　　年　　月～　　年　　月　　　　　金額： | | | |
| ３．現存する起業の有無についてご記入ください（１年以内の見込み含む）。 | | | |

注：　特許権の設定登録後、１０年目以降は特段の事情がない限り、原則として特許権の維持はしないこととします。